

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 114 号 文化振興課	松江市八雲林間劇場設置及び管理に関する条例の一部改正について	松江市八雲林間劇場の利用者に、適正かつ応分の負担を求めるため、利用料金基準額を改定するもの。 料金改定案件

備　考

改正内容

(1) 松江市八雲林間劇場の利用料金基準額を次のとおり増額するもの。

種別		改正後			改正前		
		午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後10時	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後10時
ホール	入場者 有	7,940円	7,940円	10,600円	6,110円	6,110円	8,160円
	入場者 無	5,290円	5,290円	7,050円	4,070円	4,070円	5,430円
会議室及び楽屋		1,390円	1,390円	1,740円	1,070円	1,070円	1,340円

(2) 松江市八雲林間劇場の設備の利用料金基準額を次のように増額するもの。

区分		改正後	改正前
		基準額（1時間あたり）	基準額（1時間あたり）
冷暖房設備	ホール	1,620円	1,250円
	会議室及び楽屋	130円	100円
舞台照明関係設備器具		1,690円	1,300円
舞台音響関係設備器具		1,690円	1,300円

(3) 松江市内に住所又は事務所を有しない者が松江市八雲林間劇場を利用するときは、利用料金を2倍とする規定を削除するもの。

(4) 指定管理者は、公益上必要であると認めるときは、利用料金を減免できることを規定するもの。

(5) その他文言整理を行うもの。

施行期日

令和7年4月1日